

平成25年 杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会 会議録第2号								
招集年月日	平成25年2月26日							
招集の場所	杵藤地区広域市町村圏組合議場							
開閉の日時 及び宣告	開 議	平成25年3月28日 午後2時5分			議 長	原田 謹吾		
	閉 会	平成25年3月28日 午後2時38分			議 長	原田 謹吾		
出席議員 欠席議員 出席 ○ 欠席 ×	番 号	氏 名		出欠	番 号	氏 名		出欠
	1番	前 田 敏 美		○	10番	武 村 弘 正		○
	2番	末 藤 正 幸		○	11番	原 田 謹 吾		○
	3番	吉 川 里 已		○	12番	田 中 源 一		○
	4番	北 村 和 博		○	13番	武 富 久		○
	5番	橋 川 宏 彰		×	14番	田 島 健 一		○
	6番	福 井 正		○	15番	白 武 悟		○
	7番	谷 口 太一郎		○	16番	岩 島 正 昭		×
	8番	太 田 重 喜		○	17番	末 次 利 男		○
	9番	田 口 好 秋		○				
会議に出席 した者の職 及び氏名	職 名	氏 名		出欠	職 名	氏 名		出欠
	管 理 者	樋 渡 啓 祐		○	消 防 長	峰 松 靖 規		○
	副 管 理 者	樋 口 久 俊		○	消 防 次 長	森 山 正 明		○
	事 務 局 長	橋 口 正 紀		○	消防次長兼警防課長	瀧 上 正 昭		○
	会 計 管 理 者	浦 川 正 盛		○	消防本部総務課長	一ノ瀬敏夫		○
	事務局次長兼総務課長	澤 野 政 信		○	消防本部予防課長	貞 松 光 良		○
	電算センター所長	小 川 豊 年		○	消防本部通信指令課長	山 下 喜 正		○
	環境施設課長兼 クリーンセンター所長	西 野 純一郎		○				
	介護保険事務所長兼 総務管理課長	小 野 彰 一		○				
介護保険事務所業務課長	一ノ瀬 健 二		○					
議 事 日 程	別紙のとおり							
会議付議事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

杵藤地区広域市町村圏組合議会 2月定例会

議 事 運 営 事 項

1. 議事日程について

議事日程 (第2号)	
平成25年 3月28日 (木曜日) 午後2時 開議	
日程第1	追加議案の上程 (管理者の提案事項に関する説明)
日程第2	第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例 (質疑・討論・採決)
日程第3	第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杵藤地区広域市町村圏組合障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例 (質疑・討論・採決)
日程第4	第5号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算 (質疑・討論・採決)
日程第5	第6号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算 (質疑・討論・採決)
日程第6	第7号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算 (質疑・討論・採決)
閉 会	

午後 2 時 5 分 開議

○議長（原田謹吾君）

本日、5 番橋川議員、16 番岩島議員が公務のために欠席でございます。ただいまの出席議員は15名でございます。定足数に達しておりますので、平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合議会 2 月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第 1 追加議案の上程

○議長（原田謹吾君）

日程第 1. 追加議案の上程であります。

本日、議案 2 件を追加上程いたしております。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（樋渡啓祐君）

本日、追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

案件は、条例制定 1 件、条例の一部改正 1 件の合計 2 議案でございます。

まず、第10号議案につきましては、第 1 次地域主権一括法の施行により、関係する法律が一部改正されたことに伴い、指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定めるため、条例を制定いたします。

次に、第11号議案につきましては、障害者自立支援法が一部改正されたことに伴い、関係する本組合の 2 つの条例の一部を改正いたすものであります。

なお、詳細につきましては、議案審議の際、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

日程第 2 第 10 号議案

○議長（原田謹吾君）

続きまして、日程第 2. 第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（小野彰一君）

それでは、第10号議案 杵藤地区広域市町村圏組合指定地域密着型サービス等の事業者の

指定及び事業に関する基準を定める条例について御説明をいたします。

お手元の議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

なお、説明資料のほうにも1ページに、参考資料として掲載をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思いますというふうに思います。

1ページのほうでございます。

今回の条例の制定につきましては、通称地域主権一括法と言われております、地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律におきまして、介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設の基準等については、当該団体の条例で定めることとされたことに伴いまして、今回、介護保険法の規定に基づき、地域密着型サービス等の事業者の指定及び事業に関する基準につきまして、必要な事項を定めるものでございます。

主な内容としましては、第3条にございます地域密着型介護老人福祉施設の入所の定員を、省令で定める基準とされます29人以下と定めるものであります。

続きまして、第4条で、地域密着型サービス事業所等の指定申請者の資格に係る基準につきまして、当組合におきましても、省令では法人であることが従う基準とされておりますので、当組合におきましても法人と定めるものでございます。

続きまして、第5条におきましては、地域密着型サービス等に係る基準といたしまして、人員、設備、運営に関する基準を定めるものでございます。

第1項第1号におきまして、省令においても原則1人とされておりますことから、1つの居室の定員は1人とすることとします。同じく第1項第2号では、省令の範囲で、地域の実情に応じた独自の内容を管理者が必要と認めた場合は、1つの居室の定員を4人以下とすることを定めるものでございます。

続きまして、第6条におきまして、区域外の指定に関する特例として、当組合の区域外にある事業所を指定する際の特例を設けることを定めるものとしております。

また、条例の施行日につきましては、平成25年4月1日からとしております。

以上、簡単ではございますが、第10号議案の説明を終わります。よろしく御審議のほど賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

ただいま説明がございましたが、これより議案に対する質疑を一括して行います。質疑ご

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

続きまして、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

採決いたします。第10号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第10号議案は原案どおり可決いたしました。

日程第3 第11号議案

○議長（原田謹吾君）

次に、日程第3．第11号議案 杵藤地区広域市町村圏組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杵藤地区広域市町村圏組合障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険事務所長（小野彰一君）

引き続きまして、第11号議案について説明をいたします。

お手元の資料の2ページのほうに、新旧対照表のほうも掲載をさせていただいておりますので、そちらのほうで説明をさせていただきます。

今回の条例改正の趣旨としましては、障害者自立支援法が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことによりまして、字句の調整が必要な条例について改正を行うものでございます。

1つ目の条例としまして、杵藤地区広域市町村圏組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

資料にございます2ページでございますが、まず、第1条第4号と第3条第2項、同じ第3条第3項と、次のページでございますが、別表中にあります「障害者自立支援審査会委員」を「障害者総合支援審査会委員」に改めるものであります。

2つ目の条例につきましては、3ページのほうをお開きください。

2つ目の杵藤地区広域市町村圏組合障害者自立支援審査会の委員の定数等を定める条例でございます。

条例の題名、「杵藤地区広域市町村圏組合障害者自立支援審査会」を、「杵藤地区広域市町村圏組合障害者総合支援審査会」に改めまして、第1条の見出し「障害者自立支援審査会委員」を「障害者総合支援審査会委員」に改め、同じく第1条の条文中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるものでございます。

条例の施行日につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第11号議案の説明を終わります。よろしく御審議のほど賜りますようお願いいたします。

○議長（原田謹吾君）

説明がございましたが、これより議案に対する質疑を一括して行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第11号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第11号議案は原案どおり可決いたしました。

ここでしばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（原田謹吾君）

ここで新年度予算書の訂正について、執行部より発言の申し出がっておりますので、こ

れを許可したいと思います。

○事務局長（橋口正紀君）

それでは、新年度予算等の訂正につきまして、ただいまお手元に配付いたしました資料により御説明を申し上げます。

今回訂正をお願いいたしますのは、これから御審議をいただきます新年度予算書及び予算に関する説明書であります。

正誤表の1ページをごらんください。

先ほど第11号議案で、障害者自立支援審査会を障害者総合支援審査会に改正することを可決いただきましたことに伴い、正誤表のとおり訂正をお願いいたしますものであります。

左側の欄にページを記載しております括弧書きのページは、予算に関する説明書のページであります。

2ページをごらんください。

上段と3段目に記載いたしております訂正は、退職手当の支給率等の訂正をお願いいたしますものであります。本組合職員の退職手当につきましては、武雄市職員の退職手当に関する条例を準用いたしております。昨日、武雄市議会において、武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例が可決されたことに伴いまして、正誤表のとおり訂正をお願いいたしますものであります。

以上で、新年度予算書等の訂正について説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

ただいま説明がございましたが、何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4～第6 第5号議案～第7号議案

○議長（原田謹吾君）

それでは、次に、日程第4．第5号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算、日程第5．第6号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算、日程第6．第7号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算の3議案を一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○事務局長（橋口正紀君）

第5号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明をいたします。

薄い冊子となっております予算書の1ページをごらんください。

平成25年度一般会計予算は、歳入歳出予算、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用から成っており、第1条から第5条までにおいて必要な事項を定めております。

予算の主な内容について御説明を申し上げます。

まず、第1条の歳入歳出予算については、総額を3,552,043千円と定めるものです。

歳入歳出予算の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出について申し上げます。

別冊の厚い冊子となっております予算に関する説明書の(18)ページをお開きください。

2款. 総務費、1項2目の電算センター費は、前年度比で増額といたしております。主な要因は、14節. 使用料及び手数料で、クラウドサービス利用料を計上したことによるものです。基幹系システムにつきましては、26年1月から、従来のようなホストコンピューター等の電算機器及びシステムを保有する処理形態から、クラウドサービスを利用する処理形態に移行することに伴うものです。

なお、クラウドサービス利用への移行に伴い、ホストコンピューター等の機器リース料等が不要となりまして、不要となる経費につきましては、トータルで前年度比で約29,000千円の減額となっております。

次に、(24)ページをごらんください。

4款. 衛生費、1項2目の葬斎公園費の増額の主な要因は、施設の改修を行うことによるものです。

15節. 工事請負費で計上しております火葬炉大型化改修工事は、今年度を実施した3炉の改修に引き続き、残る2炉の改修を行うものでございます。この2炉の改修も、2メートルのひつぎに対応できるよう、奥行きを10センチ延長することにいたしております。また、火葬台車製作工事につきましては、全ての火葬炉の大型化改修が終了することに伴い、全ての火葬炉の台車を、2メートルのひつぎに対応できるよう改修するものです。

(26)ページになりますが、屋根漏水防止改修工事は、前回の改修から15年が経過し、漏水箇所も多くなっているため、屋根全面の改修を行うものでございます。

次に、5款. 消防費の1項1目. 常備消防費の増額の要因は、3節. 職員手当等で退職者

が前年度よりも2人ふえ13人となることに伴い、退職手当の増によるものです。

次に、(31)ページをごらんください。

2目．消防施設費では、施設及び車両整備計画に基づき実施する施設車両の整備に要する経費を計上いたしております。

主なものとしましては、施設整備では、白石消防署の救急棟の増築工事、車両整備では、鹿島消防署の高規格救急自動車、白石消防署、鹿島消防署の指揮車及び山内分署の査察車の更新事業を計画いたしております。

次に、(32)ページの上段になりますが、13節．委託料の中の最後に計上しております統合型位置情報通知システム移行業務委託料は、消防庁からの通知により、平成27年度第2四半期までに統合することとなっている新発信地表示システムと位置情報通知システムを統合するものでございます。

次に、(33)ページの7款．予備費につきましては、例年並みで計上をいたしております。

なお、事業区分ごとの予備費の内訳は、(45)ページに掲載いたしておりますので、御参照いただけたらと思います。

次に、歳入について御説明いたします。

ページを戻っていただき、(11)ページをごらんください。

まず、1款．分担金及び負担金は、合計欄に記載しておりますとおり、全体で前年度比約37,321千円の増額となっております。

主な内容について申し上げますと、2目．電算センター費負担金の増額の要因は、クラウドサービスの利用へ移行することに伴う所要経費によるものです。

5目．ごみ処理センター費負担金の2節．ごみ処理施設建設費負担金は、組合債の償還に係る地方交付税措置額を受け入れてもらっている武雄市からの交付税措置分の負担金となるものでございます。25年度における交付税措置額が償還額を上回ることによるものでございます。

6目．葬斎公園費負担金の増額の要因は、施設の改修事業に伴うものです。

次に、7目．消防費負担金です。

増額の主な要因は、説明欄に記載する内訳のうち、地方交付税消防費相当額の負担金について、約19,000千円の増を見込んだことによるものです。この負担金は、交付税の算定に用いる消防費の基準財政需要額に負担率を乗じて算定しているものでございますけれども、基

準財政需用額の算定に用いる単位費用が今年度100円引き上げられて、11,300円となったことによるものです。なお、負担率は計画どおり74.9%として算定をしております。

また、消防特殊車両整備特別負担金、これにつきましては、4階建て以上の建物が整備された市町の負担金となるものでございまして、武雄市分として3件分で750千円、嬉野市分として1件分で300千円を計上いたしております。

以上、1款、分担金及び負担金の主な内容について申し上げます。

各市町別の負担金及び負担金算出内訳につきましては、(74)ページに掲載いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

次に、(12)ページをごらんください。

(12)ページの3款、国庫支出金では、消防費国庫補助金を廃目としております。これは、白石消防署の高規格救急自動車の更新事業に対してあった緊急消防援助隊設備整備費補助金がなくなることによるものです。

(13)ページの5款、繰入金につきましては、消防職員退職者が2名増加することに伴う増といたしております。

以上、第1条で定める歳入歳出予算の主な内容について申し上げます。

次に、そのほかの予算の主なものについて御説明いたします。

薄い冊子のほうの予算書の4ページをごらんください。予算書の4ページです。

予算の第2条で定める債務負担行為は第2表のとおり、また、第3条で定める地方債は、5ページの第3表のとおり、限度額等を定めるものでございます。

なお、地方債は、鹿島消防署の高規格救急自動車の更新事業に伴い借り入れるものです。

以上、第5号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合一般会計予算について御説明いたしました。

引き続きまして、私のほうから、第7号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合ふるさと市町村圏特別会計予算について御説明いたします。

薄い冊子のほうの予算書の10ページをごらんください。10ページでございます。

平成25年度ふるさと市町村圏特別会計予算は、歳入歳出予算から成っており、総額を7,502千円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の内容について、別冊の予算に関する説明書のほうで御説明いたします。

予算に関する説明書の(72)ページをごらんください。

まず、歳入でございます。

1 款の財産収入は、ふるさと市町村圏基金の運用利子を計上しております。

同基金につきましては、昨年6月に国債購入運用期間が満期を迎えたことに伴い、その後は定期預金運用としておりまして、利率を0.2%として計上をしております。なお、前年度比で減額の要因は、前年度は国債運用による半期分の収益金として7,000千円が見込まれたわけですけれども、25年度はこれがなくなるということによるものです。

2 款. 繰入金では、基金運用収益金の減少に伴い、財政調整基金からの繰入金を計上しております。

次に、歳出です。

(73) ページをごらんください。

1 款 1 項 1 目のふるさと市町村圏事業費では、構成市町職員の研修及び助成事業については継続して実施していくこととして、経費を計上しております。

13 節. 委託料では、構成市町の中堅職員研修を実施するための経費を増額しております。

なお、基金運用収益金の減収に伴い、広報誌の印刷製本費を一般会計に組み替えをいたしております。

2 款. 予備費につきましては、急な事業に対応するため1,000千円の計上をお願いいたしております。

以上、平成25年度ふるさと市町村圏特別会計予算について御説明いたしました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○介護保険事務所長（小野彰一君）

引き続きまして、第6号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算について御説明いたします。

議案書のほうは、薄い冊子のほうでございます。6 ページから9 ページまでとなっております。

まず、6 ページのほうをお開きいただきたいと思います。

第1条第1項で、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,367,933千円とし、前年比としまして、率で1.8%の増となっております。

同条第2項におきましては、款項の区分及び区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものといたしております。

7ページと8ページが歳入、9ページが歳出となっております。

次に、厚いほうの冊子のほうの平成25年度予算に関する説明書をお願いいたします。

介護保険特別会計につきましては、(46)ページから(69)ページのほうにかけて記載をしております。

まず、(46)ページをお開きください。

歳入についての事項別明細書、次に、(47)ページが歳出の事項別明細書の総括表を記載しております。この中で予算額を前年度当初予算と比較しますと、273,198千円、率にいたしました1.8%の増となっております。

次に、(48)ページをお開きください。

歳入の主なものから説明をいたします。

1款. 保険料につきましては、前年度と比較しまして、率で1.7%の増となっております。

次に、2款. 分担金及び負担金につきましては、保険給付費、事務費及び地域支援事業に要する構成市町の負担金でございます。

後のほうのページで(74)ページのほうに、市町別の負担金一覧表を掲載しておりますので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

次に、(49)ページと(50)ページをお開きください。

4款. 国庫支出金、5款. 支払基金交付金、6款. 県支出金でございます。

保険給付費及び地域支援事業に係る費用の、それぞれの財源の負担割合で算出した金額でございます。6款の県支出金におきましては、平成24年度までは県の介護保険財政安定化基金取崩交付金が交付されておりましたが、平成25年度からは交付されずに、県支出金の全体では減額の計上としておるところでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

(52)ページをお開きください。

1款. 総務費でございます。

(52)ページから(56)ページのほうで記載をさせていただいております。

総務管理費、徴収費など4つの項目を計上しておりますが、主な内容としまして(53)ページのほうをお開きいただきたいというふうに思います。

(53)ページのほうで13節. 委託料の項目でございますが、この最後の項目でございます高齢者要望等実態調査委託料でございますが、これにつきましては、平成27年度からの第6期

事業計画策定に向けての調査を実施するものでございます。

次に、(57)ページをお開きください。

2 款の保険給付費でございます。

保険給付費につきましては、居宅、施設及び地域密着型介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費等で計上をさせていただいておりますが、第5期事業計画に基づいたものとさせていただきます。

次に、(59)ページをお開きください。

3 款. 地域支援事業費でございます。

(59)ページと(60)ページのほうで記載をさせていただいております。

この地域支援事業費につきましては、構成市町におきます地域包括支援センターで取り組む介護予防事業などの相談業務を初めとする包括的支援事業の経費が主なものでございます。

以上で、第6号議案 平成25年度杵藤地区広域市町村圏組合介護保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（原田謹吾君）

御苦労でございました。これより3議案に対する質疑を一括して行います。なお、発言される場合は、最初に一般会計、特別会計名を言っていただきますようお願い申し上げます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

ないようでございますので、質疑を終わります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

討論を終わります。

採決いたします。第5号議案については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案どおり可決いたしました。

続きまして、第6号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第6号議案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、第7号議案について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原田謹吾君）

御異議ないものと認めます。よって、第7号議案は原案どおり可決いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここで、平成24年度の最後の議会を終えるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本議会に提案されました案件につきましては、慎重な審議を賜り、全議案の議決決定をいただきましたことに対し、議長として厚くお礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、各構成市町村の代表としてその職責を全うされ、本組合の発展と広域住民の福祉推進のために御尽力を賜り、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

次に、今期定例会をもって退職される職員、異動される職員がおられます。ここで紹介いたします。その場で御起立をお願いいたします。

まず、退職される職員を御紹介いたします。

浦川会計管理者。

○会計管理者（浦川正盛君）

どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

消防本部の瀧上次長。

○消防次長（瀧上正昭君）

長い間お世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

消防本部、山下通信指令課長。

○消防本部通信指令課長（山下喜正君）

1年間どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

以上の3名でございます。これまでの御苦勞に対し、拍手をもって送りたいと思っておりますので、大変お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

続きまして、異動される職員の皆様を御紹介したいと思います。介護保険事務所、小野所長。

○介護保険事務所長（小野彰一君）

1年間でありましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

介護保険事務所、一ノ瀬業務課長。

○介護保険事務所業務課長（一ノ瀬健二君）

お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

電算センター、小川所長。

○電算センター所長（小川豊年君）

どうもお世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

続きまして、事務局の澤野次長。

○事務局次長（澤野政信君）

お世話になりました。（拍手）

○議長（原田謹吾君）

この4名でございます。大変お疲れでございました。ありがとうございました。（拍手）

これをもちまして2月定例会を閉会いたします。議事進行についての御協力まことにありがとうございました。お疲れでございました。

午後2時38分 閉会

上記は、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するため、ここに会議録署名議員とともに署名する。

平成 年 月 日

杵藤地区広域市町村圏組合

議会議長

4 番議員

9 番議員

16 番議員